

こども支援課

地域子育て支援センター
【子・子育て支援法第59条】

子育て交流ひろばちっく・たっく
【子・子育て支援法第59条】

保育所・認定こども園
【児童福祉法第24条】

母子保健
【母子保健法第9条等】

こども家庭センター【児童福祉法第10条の2】

【業務】

- 児童及び妊産婦の必要な実情把握
- 児童及び妊産婦に必要な情報提供
- 児童及び妊産婦に関する家庭からの相談対応
- サポートプランによる包括的な支援

要保護児童対策地域協議会 【児童福祉法第25条の2】

- 要保護児童の保護
- 要支援児童・特定妊婦の支援

※保健師、管理栄養士、社会福祉士、家庭児童相談員、母子・父子家庭自立支援員などの専門職や相談員を配置

※令和6年4月～ 母子保健業務を教育委員会事務局で補助執行し、
児童福祉と母子保健業務に一体的に取り組む

妊娠届出時相談、妊婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、育児相談会など

大野市教育委員会

教育総務課

小中学校

青少年教育センター

総合福祉相談所

児童家庭支援センター

※『子育て世代包括支援センター』と『子ども家庭総合支援拠点』を『こども家庭センター』に移行